

譲渡制限付株式に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

別表十四(三) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

交付年月日	1	・	・	・	・	計
交付対象者の区分及び人数	2					
給付され、又は消滅した債権の額	3	円	円	円	円	
譲渡制限付株式交付数	4					
譲渡制限期間	5					
交付の時の単価	6	円	円	円	円	
譲渡制限付株式の明細	期首譲渡制限付株式数 (前期の(10))	7				
	当期無償取得株式数	8				
	当期譲渡制限解除株式数	9				
	期末譲渡制限付株式数 ((4)又は(7))-(8)+(9))	10				
期首費用計上累積額 (前期の(15))	11	円	円	円	円	円
当期費用又は損失計上額	12					
役務の提供を受けたことによる費用の額又は役務の提供を受けられなかったことによる損失の額のうち、損金不算入となる金額 $(3) \times \frac{(8)}{(4)}$	13					
役務の提供を受けたことによる費用の額のうち当期の損金算入額の基礎となる金額 $(3) \times \frac{(9)}{(4)}$	14					
期末費用計上累積額 (11)+(12)-(13)-(14)	15					

## 別表十四（三）の記載の仕方

1 この明細書は、個人に法第54条第1項《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する特定譲渡制限付株式（以下「特定譲渡制限付株式」といいます。）又は同項に規定する承継譲渡制限付株式が交付されている場合に同項の役務の提供を受ける法人が記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「交付の時の単価 6」については、その特定譲渡制限付株式の1株当たりの交付の時の価額の算定に関する明細を別紙に記載して添付してください。

3 「役務の提供を受けたことによる費用の額のうち当期の損金算入額の基礎となる金額 14」は、その金額に当期の所得の金額又は連結所得の金額の計算上損金の額に算入されない金額が含まれている場合には、当該金額を同欄の上段に内書として記載します。